

人権教育指導者向け学習資料

CARA FUEL

八種のU3 (U)をはU) (U)表KARA 22KARA わたしKARA

夕やけを見ても あまり うつくしいと 思わなかったけれど じを おぼえて ほんとうに うつくしいと思うように なりました。 No.2

テーマ 歴史と人権

フィールドワーク KARA ······P2 「同対審答申」KARA ······P6 人権の歴史 KARA ······P9

コーディネーター養成講座 KARA …P 13

おすすめ DVD KARA ……P16

平成29年12月 福岡県教育委員会

福岡県教育庁教育振興部人権·同和教育課

福岡市博多区東公園フーフ

TEL 092-643-3918

FAX 092-643-3919





フィールドワークin を







私たちの周りには、様々な困難に力を合わせ、知恵を出し合いながら乗り越え、住みよい地 域社会をつくろうとしてきた長い歴史が残っています。その歴史の歩みを訪ね、当時の暮らし を「人権」という視点から見つめ直すことは、人権が尊重される地域社会を築いていく上で、 大きな意味があると考えています。

「歴史と人権」をテーマに、地域の取組に視点を当て、地域から学ぼうと取り組んでいるフ ィールドワーク(テーマに即して現地を訪れ、観察・聞き取り等を行い、現地での史料・資料 の採取を行うなどの調査技法)を社会教育、学校教育から、それぞれ紹介します。

社会教育編

自分たちでつくるフィールドワー



福岡県社会人権・同和教育担当者協議会では、毎年ブロック企画研修会を実施しています。 今回は、筑豊ブロックの田川地区でフィールドワークを実施(H29.10.3) することになりまし た。田川地区の担当者は、これまでのように現地に詳しい方に講師を任せていたのでは、担当 者自身の力にならないのではないかと何度も話し合いを重ねました。「自分たちが生活してい る地域にある大切な歴史の歩みに目を向け、人権を考えることの大切さを、参加者それぞれに 持って帰ってもらいたい」という思いで準備・計画から、当日の説明まで「自分たちでやって みよう!」を合言葉に実施しました。



때 修 前

社会人権・同和教育担当2年目の添田町教育委員会の吉尾です。県内各地から 多くの行政職員が研修に来られ、田川地区でフィールドワークをすることにな りました。テーマは「炭坑と人権の歴史」。これまでのように田川地区人権セ ンターの先生に説明を任せ、担当者は準備をするだけのつもりだったのです。 ところが、「それでは担当者としての主体性がないのでは」と指摘を受け、「誰 か代表で、一部分を説明してみようか」「どこの説明ならできるか」など様々な 話し合いを経て「せっかくやるなら8人全員が説明する場をつくろう」と自分 たちで担当を決め、調べて持ち寄り資料を作ることになりました。「田川市石 炭・歴史博物館 | やその周辺に残る炭坑ゆかりの場所を実際に見学することで、 被差別の立場におかれた人々の思いに少しでもふれてもらいたいです。

熱意を伝えたら大 丈夫!心配するな!



説明で、時間が余つ たらどうする?



カラフル - 2

もう一度リハーサ ルに行こうかな!?



上手にしゃべらなく ても大丈夫!だんだん うまくなるから!





→田川市石炭・歴史博物館→成道寺

担当者の心の中を のぞいてみましょう!





잶 修 後



自分が学ぶ、自分事として 考えることの大切さを説明し てくださっている皆さんの姿 から考えさせられました。

自分の地区で同様にできるかは分か りませんが、担当者という意識づけに なるし、まず自分たちが学び直すとい う視点でもよかったと思います。



研修を 振り返って



最初はできるか不安でした。田川のシンボルの2本煙突がどんな意味があるのか、 いつも通り過ぎる墓地にどんな歴史があるのか考えたことがありませんでした。 光武先生が「準備のため墓地を草刈りして、石に当たりドキッとする。なんでこんな 所に石があるのか?そんな疑問からこの土地の歴史を調べると、ボタ石を置いた だけの無縁墓だと知る。死んでからもこんな目にあっていいのかと憤る。これは自 分でやらなければ分からないことだ。」と話してくれました。田川の炭坑の歴史を調 べていくうちに、伝えなければと心が動きました。田川地区人権センターの堀内忠 先生、光武均先生が背中を押してくれたおかげで実施できました。私 たちの姿から、参加者のみなさんが、他人事ではなく自分の地域で 何をすべきか考えてもらえるきつかけになればと思います。



学校教育編 全教職員で取り組むフィールドワーク

福岡県立東鷹高等学校定時制では、生徒の夏休みの時期を活用し、毎年テーマを決め、全教職員で地域のフィールドワークを行っています。教職員の異動で担当者が変わっても、その取組が引き継がれています。

なぜ地域に学ぶのか?



山本 賢治 さん (人権教育担当者)

毎年教職員全員でフィールドワークに取り組んでいます。この 取組は、平成17年度から続いています。この取組を提案された 先生は退職されたのですが、改めてその先生にお尋ねしました。 当時、授業中に生徒の差別発言があり、その解決のため、まずは 教職員が当事者の思いや地域に学び、現実を知ることから取り組 もうと始めたそうです。それ以来毎年、全教職員で石炭産業をは じめとする歴史的・文化的遺産や障がい者福祉施設、隣保館等を 訪ね、自分たちで確かめ、自分自身の問題として学ぶことを大切 に取り組んでいます。

教職員が自ら、地域にある様々な人権課題や歴史について深く 知ることで、定時制の子どもたちの生活背景を理解し、生徒との 信頼関係をつくることができると考えています。学んだことは、 人権学習で生徒に還元し、毎年田川地区の先生方や地域の関係機 関の方々にその様子を公開しています。

生徒の感性を育成するために

子どもたちに、地域のことをもっと知ってほしくて、フィールドワークを通した人権学習と併せて、国語の「詩」の単元で、同和教育副読本『かがやき』の中から地元教材である「トゲ」を取り入れています。国語科のねらいと併せ、人権教育として「言葉の重みや豊かさ」を感じさせたいと考えています。地域に根ざした教材を取り入れ、教員が生徒一人一人の声に気付き、生徒理解を深めることから、授業実践を充実させたいと思っています。



過去のフィールドワークの一例

- ○「石炭産業をはじめとする歴史的・文化的遺産」
- ○「被差別部落の歴史」
- 「炭坑の歴史をたどる |
- ○「田川の歴史をたどる(田川郡香春町)」
- ○「社会福祉法人 見真会振風苑(障がい者福祉サービス事業所)」訪問
- ○「社会福祉法人つくしの里福祉会」訪問
- ○「ちくほう共学舎 虫の家(「障害者総合支援法」上の障がい者地域生活支援事業)」訪問





「同対審答申」KARA







今号は、福岡県人権・同和教育研究協議会 前会長 小西 清則 さんに「歴史と人権」をテーマにお話ししていただきます。

「同対審答申」と 「96地対協意見具申」

部落問題の解決に向けた現行の取り組みを導いたのは、同和対策審議会答申(以下、「同対審答申」)と、1996年の地域改善対策協議会意見具申(以下、「96地対協意見具申」)であると言えます。私たちそれぞれが、それぞれの職場、地域で、かつ多方面との協働で取り組みを進めていくうえで、多くの示唆を今なお示してくれています。

1 今なお押さえておきたい「同対審答申」の教訓

(1) 部落問題の解決を国民的課題としたこと

戦後日本の国としてのあり方の基本を、 日本国憲法は示しました。部落問題は、そ の自由と平等の原理にかかわる、日本社 会として解決すべき課題です。部落解放 全国委員会(1955 年に部落解放同盟に改 称)が長年にわたり訴えてきた、部落問題 を解決していく国策の樹立を求める輪が

> 広がり、1958年1月には、 部落解放国策樹立要請代

表者会が各界からの多数の参加を得て開催されました。多方面からの要求が高まるなか、1960年8月、自民、社会、民社から共同提案された同和対策審議会設置法が制定されました。

設置法制定に至る経緯は、人権は立場とイデオロギーの違いを超えた普遍的価値である、との考え方を醸成する道のりであったとも言えます。

(2) 緻密な調査、研究によって事実を明らかにしたこと

同和対策審議会(以下、同対審)の設置 期間は、当初2年とされていました。しか し、二度にわたって延長の措置がとられ ています。委員の選定に手間取り発足が 遅れたという事情もありますが、調査、研 究、審議の質と量が、審議会としては異例 であったと言われています。総会 42 回、 部会 121 回、小委員会 21 回という開催実 績からも、そのことがうかがわれます。調 査部会においては、全国的な基礎調査と は別に、16 地区について精密調査を ており、これには委員が分担して直接参 加しています。

緻密な調査と研究によって、まず、部落差別の実態とこれが現存する歴史的、社会的背景を明らかにしています。部落差別の具体的な事実を示すことで、狭量な体験に基づく、差別は今や解消したというあやふやな論を退けています。

(3)「放置論」「寝た子を起こすな」を 否定

「同対審答申」は、部落問題を存続させている歴史的社会的根拠は、社会、経済、文化体制にあると説いています。産業経済の二重構造のなか被差別部落のそれは最底辺の非近代的部門に置かれていること、伝統的な共同体関係と封建的な身分階層秩序の残存すること、迷信、非合理な偏見、前近代的な意識の根強いこと等について詳述しています。



社会、経済、文化体制は、国内外の、地域の、それぞれの分野における活動、時には自然現象を受けて、変化し続けます。現に、「同対審答申」の出されたころと 50 年後の今日とでは、それは大きく変わってきています。部落問題を現存させている諸要因の解消を図る取り組みを積み重ねることで、差別を生み出す文化を人を観ることで、差別を生み出す文化を人な観点から、「同対審答申」は、「放置しておけば部落差別はなくなる」「寝た子を起こすな」という考え方を排しています。

(4)総合的な取り組みを求めたこと

部落差別を現存させている諸要因の解消に向けて、「同対審答申」は、環境改善、社会福祉、産業・職業、教育問題、人権問題の各分野にわたって、基本的方針とともに、こと細かな具体的方策を示しています。

教育については、同和教育の目標と方法の明示、学力の向上、進路指導、就学奨励費、奨学金、同和教育資料集、教員加配、同和教育研究団体への助成等について、具体的方策を示しています。これらの方策は、現行の教育施策・事業に、その時々の状況の変化に応じて形態や名称は変わってきていますが、つながっています。

差別を現存させている要因は多岐にわたり、互いに関連しあっているため、これを取り除く方策も多方面に及びます。部落問題の解決に向けた施策・事業は総合対策として有機的、計画的に実施されなければならない、という「同対審答申」の提起は重要です。

2 「96 地対協意見具申」の意義

地域改善対策特定事業に係る国の財政 上の特別措置に関する法律は、政府にお いて、同和対策を一般対策へ移行するた めの最終の特別法と位置づけられていま した。法終了後の部落問題 の早期解決を図る方策のあ

り方をとりまとめたのが「96 地対協意見 具申」です。「同対審答申」から 30 年、これまでの取り組みの成果と、人権にかか わる国内外の状況と課題をふまえての意 見具申でありました。特に、次の 4 点は取 り組みの推進にあたって今なお課題とし て留意しなければならない、と考えます。

特別対策から一般対策への移行については、「同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでない」とし、

「一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え……真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」としています。

平和の構築 — 人類の存続と地球の持続に取り組む国際社会にあって、部落問題解決は国際的責務であると位置づけています。

部落問題の解決に向けた取り組みを「人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていく」との認識のもと、同和教育を柱とする人権教育・啓発の構築を提唱しています。これは後に、人権教育・啓発推進法として結実しました。

後を絶たない差別事件とその被害の深刻であることをふまえ、人権侵害救済制度の確立を求めています。

3 部落差別解消推進法の制定

国や地方自治体、民間による地道な取り組みの積み重ねがあって、部落問題、人権問題に関する理解と行動の輪は大きくなりました。一方で、格差の拡大、経済の行き詰まりもあって、社会不安が深く静かに広がるなか、排他主義、差別主義の動きが目立ってきています。

情報化の進展とあいまっ





て、攻撃的、扇動的な差別行 為も増えてきました。その

ような現状にあって、部落差別の解消の 推進に関する法律(部落差別解消推進法) が制定されました。

この法律は、「部落差別の解消を推進し、 もって部落差別のない社会を実現するこ とを目的とする」(第1条)としています。 「同対審答申」の内容からすれば、このよ うに直截に目的を掲げた法は、もっと早 くに制定されるべきであったのかも知れ ません。

法は、あらためて国と自治体の責務に 言及するとともに、部落差別解消に向け た施策、とりわけ、相談体制の充実、教育・ 啓発の推進、実態調査の実施を求めてい ます。経済成長の著しかった「同対審答申」 のころとは、社会状況が大きく変わって きています。そのことをふまえた施策・事 業、取り組みが求められています。

なお、施策・事業の内容を定めるために 必要な実態調査については、差別が被害 者に与える意識・心理面の影響という、数 値化しにくい実態も含めて明らかにされ なければなりません。日常的な被抑圧感 のなかで「自ら解放せんとする」意欲を培 うのは、困難なことです。多くの被差別部 落出身生徒が人としての尊厳や自己肯定 感を取り戻すために苦しんできました。 その姿を目の当たりにしてきた身として は、差別が与える影響を見極めることの 大切さを痛感します。

4 「同対審答申」の今なお具体化されない事項

「同対審答申」は、「人権問題に関する 対策」の項で、「『差別事象』に対する法的 規制が不十分なため、『差別』の実態及び

それが被差別者に与える影響についての一般の認識も

稀薄となり、『差別』それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果となっている」と説いています。そのうえで、「具体的方策」として「差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」を求めていました。排他主義、差別主義の抬頭する今、大きな課題です。

5 現実を明らかにし、現実から学ぶこと

同対審が精力的な調査と研究によって 部落差別の事実を明らかにするところか らその作業を進めていたころ、全国同和 教育研究協議会(当時。現、全国人権教育 研究協議会) は、全国同和教育研究大会 (当時。現、全国人権・同和教育研究大会) のテーマをめぐって議論を深めていまし た。それまでのテーマは、「同和教育を全 国民のものとする」「部落を解放する教育 の内容を明らかにする」などの表現が並 ぶものでした。それが、第16回大会(1964 年)において、めざすべき教育のありよう を示すテーマに変わりました。すなわち、 「差別の現実を明らかにし 生活を高め 未来を保障する教育を確立しよう」とい うテーマです。さらに、翌年の第 17 回大 会には、「学ぶ」に「考え方を変えていく」 という意を込めて、「差別の現実から深く 学び 生活を高め 未来を保障する教育 を確立しよう」と改めています。これは、 今なお研究大会テーマとして受け継がれ ています。

現実を明らかにし、現実から学ぶところから、部落問題の解決と人権の確立を 人としてある者の共有すべき課題とし、 その実現に向けて邁進した先達に敬意を 表するとともに、その思いと行動を私た ち一人ひとりのものにしたいと考えます。



人権尊重社会をめざした取組の歴史





国が国民の基本的人権を尊重する事を定めた日本国憲法が施行されて今年(H29年)で70年が経過しました。この間に数多くの人権に関する法律が成立してきたことは、私たちが住むこの社会の中に未だ様々な人権課題が存在していることを表しています。

人権が尊重される社会をめざし、私たちができることについて考えてみませんか? この「人権の歴史 KARA」のコーナーでは、「人権尊重社会をめざした取組の歴史」【資料①】、 次に「『部落差別の解消の推進に関する法律』の制定にあたって」【資料②】について紹介します。

年(年号 / 西暦)	●世界 ◎国内 ○県内	○○の出来事
昭和 22 年 /1947	◎ 「日本国憲法」施行	
昭和 23 年 /1948	◎ 「児童福祉法」施行	
昭和 26 年 /1951	● 「難民の地位に関する条約」採択 ◎ 「児童憲章」制定 ◎ 「出入国管理及び難民認定法」	
昭和 27 年 /1952	◎ 「外国人登録法」施行	
昭和 35 年 /1960	◎ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」 施行	
昭和 40 年 /1965	◎ 「同和対策審議会」答申	
昭和 44 年 /1969	◎ 「同和対策事業特別措置法」 (同対法)施行	
昭和 45 年 /1970	◎ 「障害者基本法」施行○ 「福岡県同和対策長期計画及び同和 教育基本方針」策定	
昭和 46 年 /1971	◎ 「高年齢者等の雇用の安定等に関する 法律」施行	
昭和 47 年 /1972	◎ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行	
昭和 56 年 /1981	● 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発行 ② 「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」制定 ○ 「同和問題啓発強調月間」創設	
昭和 57 年 /1982	○ 「地域改善対策特別措置法」(地対法) 制定(5年間の限時法)	
昭和 58 年 /1983	○ 「福岡県青少年健全育成対策推進本部」 設置	
昭和 60 年 /1985	◎ 「女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約」締結	
昭和 61 年 /1986	◎ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 (男女雇用機会均等法)施行	
昭和 62 年 /1987	◎ 「地域改善対策特定事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律」 (地対財特法)制定(4年間の時限法)	
平成 3年/1991	● 「高齢者のための国連原則」 ③ 「日本国との平和条約に基づき日本の 国籍を離脱した者等の出入国管理に 関する特例法」 (② 育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律	
平成 6年/1994	◎ 「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)締結	
平成 7年/1995	◎ 「高齢社会対策基本法」施行○ 「福岡県部落差別事象の発生の防止に 関する条例」制定	

年(年号/西暦)	●世界 ◎国内 ○県内	○○の出来事
平成 8年/1996	 ◎ 「地域改善対策協議会意見具申」(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) ◎ 「らい予防法の廃止に関する法律」制定 ○ 「福岡県人権啓発情報センター」、「福岡県女性総合センター」の3施設から成る「クローバーブラザ」開設 	
平成 9年/1997	◎ 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの 伝統等に関する知識の普及及び啓発 に関する法律」施行○ 「人権教育のための国連 10 年福岡県 行動計画」策定	
平成 10 年 /1998	◎ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行○ 「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」策定	
平成 11 年 /1999	◎ 「男女共同参画社会基本法」制定◎ 「児童賞春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」制定○ 「ふくおか障害者ブラン」策定	
平成 12 年 /2000	 ○ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定 ○ 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ○ 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行 ○ 「ストーカー規制法」公布 ○ 「不正アクセス行為の禁止に関する法律」施行 ○ 今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向〜ゴールドプラン21〜 	
平成 13 年 /2001	 ○ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定 「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)制定 ○ 「高齢化社会対策大綱」策定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制度及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」制定 「福岡県男女共同参画推進条例」制定 	

●世界の動き

- ◎日本の動き
- ○福岡県の動き





個別の人権課題の研修において、正しく理解すべき基本的な考え方・観点は、国の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」をご覧ください。 ※文部科学省ホームページよりダウンロードできます。 ※関連法規の年表については、「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」を参考に作成しました。

年(年号 / 西暦)	●世界 ◎国内 ○県内	○○の出来事		
平成 14 年 /2002	 ○ 「人権教育・啓発に関する基本計画」 閣議決定 ○ 「ホームレスの自立の支援等に関する 特別措置法」制定(10 年間の限時法) ○ 「障害者基本計画」策定 ○ 「身体障害者補助犬法」 ○ 高齢化に関するマドリッド国際行動 計画 2002 ○ 「福岡県男女共同参画計画」策定 			
平成 15 年 /2003	 ○ 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 ○ 「性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する法律」施行 ○ 「福岡県人権教育・啓発基本指針」策定 ○ 「福岡県女性総合センター」を「福岡県男女共同参画センター」に改称 			
平成 16 年 /2004	○ 「発達障害者支援法」施行○ 「犯罪被害者等基本法」施行			
平成 17 年 /2005	⑤ 「男女共同参画基本計画 (第2次)」⑥ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行⑥ 「犯罪被害者基本計画」			
平成 18 年 /2006	 ○ 「拉致問題その他北朝鮮当局による 人権侵害問題への対処に関する法律」 制定 ○ 高齢者、障害者等の移動の円滑化の 促進に関する法律 ○ 「障害者自立支援法」施行 ○ 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画」策定 ○ 「第二次福岡県男女共同参画計画」策定 			
平成 19 年 /2007	◎ 「更生保護法」公布◎ 「障害者の権利条約」署名			
平成 20 年 /2008	◎ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」制定◎ 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行			

年(年号 / 西暦)	●世界 ◎国内 ○県内	○○の出来事
平成 23 年 /2011	 ○ 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更(北朝鮮当局による拉致問題等) ○ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定 ○ 「第三次福岡県男女共同参画計画」策定 ○ 「第二次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	
平成 24 年 /2012	◎ 「高齢社会対策大綱」閣議決定	
平成 25 年 /2013	 ◎ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布 ◎ 「いじめ防止対策推進法」施行 ◎ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 ○ 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」設置 	
平成 26 年 /2014	◎ 「障害者の権利に関する条約」	
平成 27 年 /2015	◎ 「第4次男女共同参画基本計画」 策定◎ 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について(通知)」○ 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会対応要領」	
平成 28 年 /2016	 ◎ 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ◎ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」公布・施行(ヘイトスピーチ解消法) ◎ 「部落差別の解消の推進に関する法律」公布・施行 	

資料の活用(案)

活用に当たって大事にしたいこと

個別の人権課題に関する研修を進めるにあたっては、指導者の無責任な行動が新たな差別等を生み出すことのないように、指導をする立場のの者は常に十分な配慮を払う必要があります。関連法規をとおして学習者一人一人の感じたことが大切にされるように学習を進めましょう。

対 象:地域住民等 時 間:40分程度

ねらい:数多くの人権に関連する法律が成立する社会背景等を話し 合う活動をとおして、人権の発展等に関する歴史に対して の関心を高める。

- ① 日本国憲法第11条から基本的人権の保障を確認する。
- ②日本国憲法成立後に人権課題の解決をねらった法規が、70年以上 もなぜ繰り返し成立しているか考える。
 - ・現在の社会に、未だ様々な差別が残っている。
 - ・解決を図ろうとする国民の意志が存在する。
- ③感じた事を交流する。
- ④ 次時は、「部落差別解消推進法」について学習することを通して差別 の解消に向けて私たちにどんなことができるかを考えることを伝える。
- ※ 「○○の出来事」の部分に、自分の身近な場所(自分の住んでいる市町村や職場等)であった人権に関連する出来事を書き込むなど、関連法規と参加者の身近な生活とのつながりを感じさせる等の資料活用もできます。



「部落差別の解消の推進に関する法律」 の制定にあたって 資料②



日本には、社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題が存在します。それが部落差別です。この差別の解消のために、平成28年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」)の内容のポイントや成立した社会背景等について紹介していきます。

1 「部落差別解消推進法」は、どんな法律ですか?

A:全部で6条からなる法律で、下記のような内容のポイントがあります。

「部落差別解消推進法」のポイント

ポイント1: 現在もなお、部落差別は存在するという国の認識とともに、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題であることが示された。 (第1条)

ポイント2: 私たち一人一人が部落差別を解消する必要性を理解するよう努めることの大切さが示された。(第2条)

ポイント3: 国は部落差別の解消に関する施策を講ずること、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることが示された。 (第3条)

ポイント4: 国や地方公共団体の具体的施策として、相談体制の充実、教育・啓発の推進、部落差別の実態に係る実態調査が掲げられた。 (第4条、第5条、第6条)

2 どうしてこの法律が制定されたのですか?

A: この法律が制定された社会的背景には、今もなお続く差別の厳しい現実があります。 部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することを目的して制定されました。 また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) などの法律制定に見られるような、個別的人権課題の解決向けての国の法整備の動き の影響があります。

差別落書きや 同和地区に関する問い合わせ

- ○家を建てようとする場所が同和地区であるかどうかを調べるための役所への問い合わせが継続的に確認されています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。
- ○インターネット上において、県内市町村の住所地を挙げ、そこが同和地区であることや、その住所地の出

身者を誹謗・中傷すると いった書き込みが継続的 に確認されています。



結婚・就職等の際の 出身地等を理由とした差別

○同和地区かどうかをこだわる親や親戚の反対により結婚が破談になる、企業が採用選考にあたって 身元調査をするなどの差別事象が発生しています。

「人権・同和問題の解決に向けて」平成25年 参考 (福岡県福祉労働部人権・同和対策局)

残念ながら、今なおこのような差別事象が発生しています。こうした差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであるとともに、命に関わる問題であり決して許されるものではありません。





3「部落差別解消推進法」を生かし、人権が尊重された社会をつくっていくために国や地方公共団体ができることは?

A:平成23年に行われた前回の「福岡県人権問題に関する県民意識調査」(以下 「県民意識調査」)では、県民の人権問題に対する意識は高まりつつあるとし、その中でも人権教育の学習会等に何度も参加したり、多く広報誌の記事やパンフレット・冊子等を見たという人ほど、人権・同和問題を解決しなくてはならないと考える人の割合が高くなっており、差別をなくすためには、教育・啓発を積極的に推進すべきだとしています。この傾向は今回の「県民意識調査」(平成28年)においても変わっていません。「部落差別解消推進法」第5条(教育及び啓発)を踏まえ、国や地方公共団体においては、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて必要な教育及び啓発の取組を行っていくことが大切です。

同和問題の解決に向けたあなたの考えとして最も近いものは次のどれですか?



「自分のできる限りの努力」、「国民の一人としてこの問題の解決に努力」といった同和問題の解決に積極的な態度の人が全体の41.1%を占めています。これに対して、「なりゆきにまかせる」とか、「自分には直接関係ない」などと消極的な態度の人は、24.9%となっています。

前回調査と比べると全体の傾向はほとんど変わりませんが、「自分のできる限りの努力」がわずかながら減少し、「なりゆきにまかせる」が増加していることには注意が必要です。

同和問題を解決するには、どうしたらよいと考えますか?



最も多かったのは、「人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」の42.7%です。これに対して、25.5%が「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」とし、17.1%が「同和地区の人々がかたまって住まないようにする」と答えています。前回(平成23年)調査を含め過去の調査結果と比較すると、「人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」などは増加する一方で、消極的な意見である「そっとしておけば自然になくなる」などについては、減少傾向(-5.1)であることが注目されます。

福岡県人権問題に関する県民意識調査(平成28年)より

福岡県 KARA

福岡県教育委員会は、平成29年2月に各県立学校長、各市町村(学校組合)教育委員会教育長に対し、学校教育及び社会教育における人権教育・啓発の推進を図るよう「『部落差別の解消の推進に関する法律』の施行について」(28教人第2267号)を通知しました。



コーディネーター 養成講座KARA

やってみましょう! 参加体験型学習ファシリテーター



日本では、近年の高齢化に合わせ、13年連続で高齢者の就業者数が増加しています。また、高齢者世帯の交際費の支出を見ますと、世帯主が65歳未満の世帯と比べ、1.91倍と高くなっているなど、統計から高齢者の生活をうかがうこともできます。

一方では、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や、社会参加への困難性なども指摘されています。そこには、高齢者に対する様々な思い込みや偏見から、高齢者の尊厳が大切にされていない状況があるのではないでしょうか?これから様々な世代がつながり、みんなが安心して生活できる社会をつくっていくために、私たちの「幸齢」社会について考えてみませんか? 平成27年度人権教育コーディネーター養成講座受講者作成プログラムから紹介します。

今回紹介する学習プログラムについて

対象者:一般(介護に携わる方、高齢者との関わりがある方など)

人数:30人程度 **時間**:60分

準 備:自己紹介カード、3種類のふせん紙(A·B·C)、

グループシート(模造紙半分ぐらい)、ワークシート(A4)



「気づく」ことで「無く」。言語経会

~お互いが幸せになるために~

学習のねらい

高齢者への偏見やよかれと思っての行為が相手の人権を尊重していない言動になる場合がある ことに気づくことで、真に相手の立場に立って考え、お互いが幸せになれる社会を目指します。 本学習プログラムは、「導入」で高齢者問題を自分事に、「展開」で高齢者に対する偏見への気 づきを、「まとめ」で実践行動へのきっかけづくりを行います。

4~5人のグループで進めます。あらかじめ、グループの状態で座っておきます。

導入

研修会の目的を共有し、一緒に考えていく気持ちを確認する。

①各班で自己紹介を行う。

リラックスして自己紹介ができるテーマ

(例)・最近はまっていること

・本日期待していること 等

この時に、進行役、発表役、 盛り上げ役などの分担をしてお くと、スムーズに進行できます。

②県内の高齢者の現状とともに、 研修会の目的を共通理解する。 現状の例

○高齢化率 ○人口ビジョン 等

地域の状況などを具体的に伝え、参加者が自分事としてとらえやすいようにしましょう。

🛖 福岡県の総人口

511万360人 福岡県の65歳以上の人口

136万4048人

福岡県全人口の約4分の1 (平成29年9月1日現在)







展開

主となる活動「幸齢者になるために」を行う。

- ③「高齢者」と聞いてイメージすることを 各自がワークシートに記入する。
- ④グループで高齢者に対するイメージを 出し合い、高齢者に対する思い込みにつ いて考える。
- ⑤高齢者になって「やってみたいこと」を ふせん紙Aに、高齢者に「改めてほしい こと」をふせん紙Bに各自記入する。

「やってみたいこと」には、こんな ことが考えられます。

⇒旅行、スポーツ、趣味、健康づく り、地域活動 等

一方、「改めてほしいこと」には… ⇒運転、料理、一人での外出、危険 な作業、過度な運動、考え方や価 値観の押しつけ 等

- ⑥みんなが記入したふせん紙A、Bを グループシートに貼りながら意見を出し合う。
- ⑦各グループで、グループシートのふせん 紙を分類・整理する。

A A B B B A

ましょう。 そこで、話を広げたり、後半に繋がりそうな話題をメモしましょう。 ふせん紙A「やってみたいこと」と

て考える良い機会となります。

参加者がイメージしやすいように、 ファシリテーターと担当者が役割を 演技するなど工夫してみましょう。





えっ!車で!!この間、 ニュース見て、車の運転やめ るって言いよったやん。

そこまでやけん。大丈夫。

事故起こしてからじゃ、遅い んよ。やめときー。

好きに外に出かけることもで きんのか!



ファシリテーターは、各グループを回り、気になるふせん紙には質問してみ

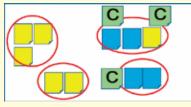
健康づくり
コミュニケーション
趣味
家族とのかかわり

各グループを回り、論議になる 項目をつくっていきましょう。

ふせん紙B「改めてほしいこと」の意 見が混じっている項目が、偏見につい









⑧高齢者とともに幸せに暮らせるための解決 策を考え、直接グループシートに書き込む。

≪解決策の例≫

・交流の場づくり・つながりづくり・生きがいづくり・尊敬の念を持っての対応・家族への支援・テクノロジーの活用 等

このときに、単なる問題の解決ではなく、「偏見」や「思い込み」の解決策も意識させましょう

- ⑨自分のグループのグループシートを他のグループに渡し、ふせん紙Cに解決策の アドバイスをもらう。
- ⑩アドバイスをもとに、再度グループで話し合った後、全体で交流する。

まとめ

学習のまとめを行う。

⑪学習を通して、各自が気づいたこと、これから実行したいことをグループで交流する。

学習のまとめでとり上げたい発表を見つけておく!

- ⑫本日の学習のまとめを行う。
- ≪まとめのポイント≫
- ○自分のこととして考えると、「やってみたいこと」と「改めてほしいこと」が 両立しないことがある。
- ○思っていることを率直に出し合うことで、解決へと近づいていく。
- ○一人で、考え込まずに、相談することで、次への一歩とつながっていく。

参加者の感想

- ◎グループシートを他の班に回して意見を書いてもらうことが、新しい発見につながってよかったと思う。
- ◎「高齢者になってやってみたいこと」と「高齢者に改めてほしいこと」に同じ内容が上がった(車の運転、飲酒など)。お互いの立場に立って接していくことが大切であることが分かった。
- ◎自分に返ってくる問題だから話がたくさんできたのではないかと思いました。他の 人権課題も自分の問題にできれば話がたくさんできるのではないかと思いました。

福岡県 KARA

現在福岡県は、「福岡県高齢者保健福祉計画(第7次)」の期間です(平成27年~平成29年)。この計画には、医療・介護のサービスの提供や安全・安心な地域づくり等、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりについて大切な事が提案されています。施設や設備の充実とともに、私たちの研修においては、「人権」の視点を大切にしながら進めていく必要があります。







おすすめ DVD KARA

ARA すすめ やすし先生のおすすめ 人権教育DVD

県内の大学で人権教育の講義を担当 されているやすし先生が実際に講義で 使用したDVDを、おすすめポイント と受講生の感想とともに紹介します。



『選考基準 公正な採用のために』 D2868



今回の講義内容は、就職採用選考の内容の変化を知り、なぜそう変わったの かというところから現在の選考基準の意味や大切さを知るということでした。 今回使用したDVDは、現在就職活動中の大学生が主人公で、面接の内容や選 考基準が本人たちからどう見えるのかという構成になっています。そのため大 学生にとっても「もし自分だったら」という視点で観ることができ、その点が とても良かったと思います。DVDの内容を補足するために、厚生労働省HPよ り「公正な採用選考をめざして」を資料として使用しました。【25分】



DVD と資料を見て採用選考の考え方が大きく変わってきたことを 知った。本人に関係ないところ、変えることができないところで合 否を決めることはおかしいと思う。みんなが人権に関心を持ち考え てきたから今があると思う。今よりももっとよくするためには、もっ とたくさんの人が人権について考え、理解することが一番だと思う。



やすし先生

平成28年度購入 DVD の紹介

.....

泰九さん ハンセン病問題から学んだこと』 D2869

ハンセン病に対する厳しい差別、その悲しい歴史とその中を生き抜いた 人々の歴史が風化しないように伝えていきたい-広島県福山市の中学生 が、長島愛生園を訪問し、入所者の苦しみや悲しみの人生から「生きる意味」 や「生き抜いた証」を聞き取る体験学習を続けています。その活動の中で 学んだことについて書いた作文が映像化されました。【25分】



究協議会編 たのは70歳 北代 78 とは」と、 大切か。 字学級を学んで)より】 るとたいへんうれ にきをつけていて た。 うにうつくしいと思うようになりまし はなかったけれど じをおぼえてほんと 字学級で勉強をし、 を描かせ、 えたい」という想いが、 夕やけを見てもあまりうつくしいと思 *「世界の記憶」 編集後記 差別のため学校へ行けなかっ 歳のとき。 文字を学ぶことが人間にとって ホ 写 h 坑 みちをあるいておっても 真を提供し 年 坑で働き、 た山本作兵衛さんは、 節 まり煙突が高い 色 い夕焼けをバ 「夕やけがうつくし 歴史を通して たかろ (きただい にも登場する田川の二本煙突。 文章を書かせた。 改めて問いかけられる。 「かい のとき。 「炭坑の 独学で文字を学んだのは ほう しく思います」と書. サ)。【高知県同和教育研しく思います」と書いならったじを見つけておっても、かんばん いただいた 初めて書いた手紙に ックにそびえ立つ、 ノヨ 定さ ので いろ) 「教育とは、 |活を孫たちに 中学校用」 作兵衛さんに絵 イヨ れ 感 かった さぞやお月 さんが、 た炭坑 歳 田田 た高 から57年 いかに 美 知 画



「KARA FULL」は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。 KARAFULL福岡 で検索☜

識の

9